

平成 31 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

民法

【問題 1】（配点 50 点）

94 条 2 項類推適用法理について説明しなさい。

【問題 2】（配点 50 点）

A は、その所有する土地（以下「本件土地」という。）を建物所有目的で B に賃貸し、B は本件土地上に建物（以下「本件建物」という。）を建築して居住している。

その後、A は、本件土地を C に譲渡した。

（小問 1） C は、B に対して、建物収去・土地明渡しを請求することができるか。B ならびに C の対抗要件の具備の有無あるいは先後に留意しつつ解答しなさい（配点 25 点）。

（小問 2） 上記（小問 1）で、C の建物収去・土地明渡請求が認められない場合、C は、B に対して、土地の賃料を請求することができるか。B ならびに C の対抗要件の具備の有無あるいは先後に留意しつつ解答しなさい（配点 25 点）。